件名	林地開発行為の手続きに関する条例の問題点について
申 立 概 要 【受理 27.8.5】	O 京都府林地開発行為の手続に関する条例(以下「手続条例」という。)について、事業計画の内容変更があった場合、林地開発予定者は知事あてに変更の届出が必要であるが、生活環境の保全に関する協定を結んでいる自治会に対しては、何ら報告義務が課されていない。 O 平成26年6月に公告された大山崎町と長岡京市にまたがる約3haの林地開発計画では、計画が変更されたことにより新たに発生する問題点に関して自治会は把握しないまま、変更された開発計画に基づき許可審査が進められようとしており、何らかの改善が必要と思われるので調査願いたい。
確認事項	〇 定等いるで、生にに変形のというで、はにいて、会には、とのを合いにを論が、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに、とのに
結果 (意見·要望) 【通知 27.11.9】	所管部局(農林水産部)に対し、手引の改訂を速やかに行い、 手続条例の目的である地域住民と開発者予定者の合意形成が円 滑に行われるよう要望。
対 応 状 況	地域団体が2以上ある場合は、協定の前提条件や生活環境に 影響が生じるおそれに関する事項について相違がないよう、地 域団体と十分に調整を行うことを手引中に明記し、平成28年 2月19日付けで振興局及び林務事務所あて文書通知。